

国海安第 48 号の 2
平成 19 年 7 月 9 日

(社) 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 安藤 昇

船舶機関規則心得及び船舶区画規程心得の一部改正について

標記について、燃料油タンクの防護を目的とする、船舶機関規則等の一部を改正する省令(平成 19 年国土交通省令第 69 号)が平成 19 年 8 月 1 日より施行されることに伴い、船舶機関規則心得及び船舶区画規程心得を改正し、平成 19 年 8 月 1 日より適用することと致しましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい願います。